



2018 年 12 月 18 日

「身体障がい者割引運賃」の名称および適用条件の変更について(お知らせ)

平素よりスカイマークをご利用いただき、誠にありがとうございます。

表題の件につきまして、2019 年 1 月 16 日(水)から、「身体障がい者割引運賃」の名称および適用条件の一部変更をいたします。

今後ともお客様の利便性向上に努めてまいりますので、何卒皆様のご理解をお願い申し上げます。

記

「身体障がい者割引運賃」の名称および適用条件変更

(1)適用開始日

2019 年 1 月 16 日(水)14:00 以降のご予約受付およびご購入分(予定)

(2)変更内容

①運賃名称の変更

【現在】身体障がい者割引運賃 ⇒ 【変更後】障がい者割引運賃

②適用対象者について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳の交付を受けている方に加え、精神障害者保健福祉手帳(※)の交付を受けている方に適用します。

※顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。

③介護者について

手帳区分にかかわらずご本人および同一便に搭乗される満 12 歳以上の介護者の方(お一人様まで)がご利用いただけます。



名称および適用条件の変更(概要)について

変更点	(変更前)	(変更後)
運賃名称	身体障がい者割引運賃	障がい者割引運賃
適用対象者	身体障害者手帳(第 1 種または第 2 種)、戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)の交付を受けているご本人と一部の介護者の方に適用します。	身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳の交付を受けている方に加え、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に適用します。
介護者	身体障害者手帳(第 1 種または第 2 種)、戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)の交付を受けているご本人と一部の介護者の方に適用します。	手帳区分にかかわらずご本人および同一便に搭乗される満 12 歳以上の介護者の方(お一人様まで)がご利用いただけます。

以上